

入札説明書

救助工作車の購入に係る一般競争入札の公告（平成30年6月18日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県知事 三村 申吾

2 一般競争入札に付する事項

次の物品の購入

(1) 青森県が取得する物品（以下「調達物品」という。）

ア 名称及び数量 救助工作車 1台

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

(2) 納入期限

平成31年3月22日

(3) 納入場所

青森市大字新城字天田内183-3 青森県消防学校

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9104（担当 五十嵐）

FAX 017-734-8016

4 技術的事項に関する問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県危機管理局消防保安課消防・予防グループ

TEL 017-734-9086（担当 工藤）

FAX 017-734-8017

5 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年7月30日 13時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎 南棟1階会計管理課入札室

6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 平成29年7月3日青森県告示第499号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成30年2月13日青森県告示第95号の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 調達物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。
- (6) 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

8 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））2部に次に掲げる関係書類を添えて、青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、関係書類のうち、イからカまでについては、各書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部

イ 納入実績証明書（別紙様式2） 2部

(ア) 調達物品又は同等の類似品に関する過去5年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

(イ) 調達物品の写真又はカタログ等

ウ メーカー及び工場に関する調書（別紙様式3） 2部

組立工場及び製作工場の所在地等の状況が明示されていること。

エ サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式4） 2部

(ア) 調達物品のメンテナンスが行える整備工場の一覧

- ・ 納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。
- ・ 整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去1～3年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場で作業に着手する

までの所要日数が明示されていること。

(イ) 部品供給体制

- ・ 部品供給の総括窓口、供給系統及び所要日数、納入後の部品供給可能年数、依頼から供給までに必要な所要日数が明示されていること。
- ・ 消耗部品（通常の稼働状況で1年程度の期間内の消耗又は劣化により交換が必要となる部品）は2日、一般部品（5年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は5日を超えて調達に日数が必要な部品についての全部品及び調達日数が明示されていること。

(ウ) 技術員の派遣体制

緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

オ 製作仕様書 2部

(ア) 調達物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別添仕様書の内容が網羅されていること。

(イ) 調達物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。

(ウ) メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。

カ 工程表 2部

設計・製作(主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。)の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

(2) 申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成30年7月9日午後5時までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、(1)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(1)の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

(3) 申請書の提出場所

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9104（担当 五十嵐）

FAX 017-734-8016

9 落札対象

調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した8の(1)オ及びカの製作仕様書及び工程表に基づく入札書のみを落札対象とする。

10 入札価格等

(1) 入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

(2) 入札書（別紙様式5）の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に

相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

ウ 自動車リサイクル料金、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の取扱いは、別途とする。

11 入札書の提出方法等

- (1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式6）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。
- (2) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「平成30年7月30日入開札、件名（入札に係る物品の名称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成30年7月27日午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

12 入開札の立会い等

- (1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条の規定による。

15 落札者の決定方法

- (1) 9により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付し落札者がなく、かつ1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

17 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

18 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定により行う。

19 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書(案) 別紙のとおり

20 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21 契約代金の支払方法

契約代金は、上記20の検査に合格した後において、当該受注者の請求により支払うものとする。

22 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」(ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。)記載のとおりとする。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

担当者氏名 ⑩

連絡先
電話番号
ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 救助工作車の購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成30年7月30日 13時30分
- 3 提出書類の名称及び提出部数
 - (1) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部
 - (2) 納入実績証明書 2部
 - (3) メーカー及び工場に関する調書 2部
 - (4) サービス・メンテナンス体制証明書 2部
 - (5) 製作仕様書 2部
 - (6) 工程表 2部

(別紙様式2)

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成30年6月18日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 入札件名 救助工作車の購入に係る一般競争入札

2 入開札日時 平成30年7月30日 13時30分

3 過去5年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入台数	備考

4 添付書類

契約書（写）その他

(別紙様式3)

メーカー及び工場に関する調書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成30年6月18日付け公告）に係る当該調達物品のメーカー及び工場の状況は、下記のとおりです。

記

- 1 入札件名 救助工作車の購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成30年7月30日 13時30分
- 3 メーカー及び工場の状況

メーカー	商号又は名称	
	所在地又は住所	
	代表者氏名	
	電話番号	
	担当者氏名	
	総従業員数	
	昨年度総売上額	
最寄りの営業所等	名 称	
	所在地又は住所	
	担当者氏名	
	電話番号	
工場	名 称	
	所在地又は住所	
	責任者氏名	
	電話番号	
過去5年間の実績	延べ製作台数	(当該物品及び同等物品)

(別紙様式4)

サービス・メンテナンス体制証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成30年6月18日付け公告）に係る当該調達物品の
アフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 入札件名 救助工作車の購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成30年7月30日 13時30分
- 3 点検整備又は修理の体制

最寄りの整備工場の名称	
所在地又は住所	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファックス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績(過去3年間)	
派遣に要する日数	
派遣方法	

- 4 部品供給の体制

総括窓口の名称	
所在地又は住所	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファックス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

(注) 1 「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品に
あっては2日を、一般部品にあっては5日を越えるものについては、それらのす
べての部品について、その供給に要する日数を別葉により記載する。

2 「部品の供給可能年数」は、すべての部品について、別葉により記載する。

- 5 技術員の派遣体制

当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係
る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記
載する。

(別紙様式5)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

委任代理人

印

印

入 札 書

¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(内訳)

番号	入 札 品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
	救助工作車	仕様書のとおり	1台		○○○
	合 計				○○○

備考 落札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

(別紙様式6)

委 任 状

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ㊟

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職 氏 名 _____

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 救助工作車の購入に係る一般競争入札 _____

入札（見積り）期日 平成30年7月30日 _____

入札（見積り）・開札場所 青森県庁舎南棟1階会計管理課入札室 _____

物 品 売 買 契 約 書

受注者

青森市長島一丁目 1 番 1 号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第 1 条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

- （1）名 称 救助工作車
- （2）形式・規格 別紙仕様書のとおり
- （3）数 量 1 台
- （4）金 額 ￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

（契約保証金）

第 2 条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第 2 条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第 3 条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- （1）納入期限 平成 3 1 年 3 月 2 2 日
- （2）納入場所 青森市大字新城字天田内 1 8 3 - 3 青森県消防学校

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第 1 項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第 4 条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができな
いと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金
は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の
100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合
において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数がある
ときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金
又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)
若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額
を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事
項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者
とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、
各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村申吾

印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第10条(B)

最終仕様確認



救助工作車 仕様書

平成30年度

青森県

第1 総 則

この仕様書は、青森県（以下「県」という。）が、平成30年度に購入する救助工作車の仕様について定めるものである。

1 目 的

この救助工作車は、災害現場における人命救助に対処するためのものであり、その使用目的を十分達成できるものとする。

2 概 要

この救助工作車は、契約時に最新製作されたものとする。また、救助工作車として必要な資機材（別途支給）、取付品及び付属品等を装備するほか、救助隊の使用に十分満足し得る艤装とするものとする。

3 適合法令

車両は、次に掲げる法令、その他の関係ある法令、通達に適合するもので緊急自動車としての承認が得られるものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

4 提出書類

(1) 受注者は製作に先立ち、次の書類を各2部県に提出して県の承認を受けるとともに、製作中、仕様書に定めのない事項、細部についての疑義等は、県と協議して製作に万全を期すものとする。

- ① 製作工程表
- ② 諸元表
- ③ 製作承認図（前後左右、上面、計器等の説明を含む。）
- ④ 動力伝達装置図
- ⑤ ウインチ装置図
- ⑥ クレーン装置図
- ⑦ 電気系統図
- ⑧ キャブ内取付仕様図
- ⑨ その他、県が指示するもの

(2) 受注者は、納入に際し、次の書類を製本し、各2部提出するものとする。

- ① 最終艤装5面図
- ② 車両、積載品及び付属品等の取扱説明書
- ③ 改造自動車等審査結果通知書の写し
- ④ 自動車検査証の写し
- ⑤ その他、県が指示するもの

5 登録費用等

- (1) 自動車の登録手続き及び費用は、受注者の負担とする。
- (2) 仕様書に基づく検査費用は、受注者の負担とする。
- (3) 自動車賠償責任保険料及び自動車重量税は、県の負担とする。
- (4) リサイクル料金は、県の負担とする。

6 納期及び納入場所

平成31年3月22日(金) 青森市大字新城字天田内183-3 青森県消防学校

7 検査

完成検査は、県の検査員が立ち会いの上実施する。

8 保証期間

保証期間は、納入日から1年以上とし、車両のほか取付品及び積載資機材については、各メーカーが定めた期間とする。ただし、設計不良、工作不良及び材質不良に起因する故障の場合は、保証期間後においても無償とする。

9 その他

- (1) この仕様書の記載事項について変更しようとするときは、理由書及び図面を付して県の承認を得ること。また、疑義を生じたときには、県の指示を得ること。
- (2) 受注者は、納入時に専門技術員を派遣し、車両及び積載機器の点検整備、使用方法等について十分な説明を行うこと。

第2 車両仕様

1 車両形状

- (1) 年 式 平成30年度式
- (2) 形 状 キャブオーバーダブルキャブ型、4トン級以上、低床型
- (3) 車両構造 常時登録された車両総重量の状態での振動、衝撃等を十分緩衝できる車体とし、あらゆる走行条件に対して安全で、かつ、安定性を有するものであること。

2 主要諸元

この救助工作車の主要諸元は、緊急自動車としての高い動力性と機動力を備えるとともに、高い安全性を兼ね備えることのほか、次に掲げるものとする。

- (1) エンジン 水冷式ディーゼルエンジン、154kw(210PS)以上
(最新排ガス規制に対応したもの)
- (2) 駆動方式 4輪駆動方式
- (3) 変速装置 マニュアルトランスミッション方式(坂道発進補助装置付)
- (4) ブレーキ装置 ABS装置付き
- (5) タイヤ ラジアルタイヤ
- (6) ステアリング パワーステアリング
- (7) 動力伝達装置 トランスミッションサイドPTO付
- (8) オルタネーター 24V-90A以上
- (9) ホイールベース 3,700mm以上
- (10) 車両寸法
 - ① 全 長 7,800mm以内(艀装後)
 - ② 全 幅 2,500mm以内(艀装後)
 - ③ 全 高 3,500mm以内(艀装後)

- (11) 主要装備 エアコン、オイルパンヒーター（10mコード付属）、パワーミラー付・ヒーター付サイドミラー、エアバック（運転席）、ヘッドランプ（ディスチャージヘッドランプ）、サイドバイザー（全ドア）

※ 納車時、フロアマット&スタッドレスタイヤ（ホイール組 6本）を装着すること。

3 その他

シャシメーカー公表の標準仕様及び付属品は、寒冷地仕様とする。

第3 車体艤装

- 1 この救助工作車の艤装に当たっては、最新の技術を導入し、堅牢耐久性に富み、操作の簡便性及び救助業務に適した性能が発揮できるものであること。
- 2 艤装材料は、日本工業規格に基づいて精錬された強度及び耐久性を有するもの又は同等品以上の強度及び耐久性を有するものを使用すること。
- 3 総体的な重量軽減を図り、車体重量、左右前後のバランス、転倒角度を十分考慮して製作すること。
- 4 艤装材料は一般構造用圧延鋼材（SS）とし、厚さは次によるものとする。
 - (1) 側板 2.0mm以上
 - (2) サイドエプロン 1.2mm以上
 - (3) フェンダー 1.0mm以上
- 5 車体（キャブ以外の部分をいう。以下同じ。）のフロアステップ、バンパー上部、リヤフェンダー上部及びその他必要とする部分は、アルミ縞板とすること。
- 6 車体上部はアルミ縞板とし、上部は滑りにくい構造とすること。
- 7 車体キャブ直後より、資機材収納とすること。
- 8 サイドステップは、後部隊員席下まで延長すること。
- 9 ボディ側板は、上部周辺を外側に折り曲げ加工すること。
- 10 運転席及び後部隊員席は、シャシ固有のものとする。
- 11 車体上部周囲には、物品落下防止のため保護柵を設けること。
- 12 夜間時、車両側面後方（リヤタイヤ周辺）には、スモールライトと連動する補助灯及び車幅灯を有効に取り付けること。
- 13 車両前後部に牽引フック（外れ防止装置付）を取り付けること。
- 14 車両側板等に資機材を取り付ける場合は、使用の際、側板が損傷しないようアルミ筋板を取り付けること。
- 15 各取り付けボルト、ネジ類はステンレス製とすること。ただし、ジョイントボルト等、強度の必要な部分はステンレス以外でも可とする。
- 16 泥除けは、全輪に設けること。
- 17 電装関係
 - (1) 艤装品は、全てキャビン内の一括した専用ヒューズボックスにより供給し、エンジンスタートスイッチのACCに連動し通電すること。

- (2) 各配線には、保護管を用い、貫通部にはブッシュ、必要箇所には防水型を用いること。
- (3) スイッチ類は、使用容量に十分余裕を持たせ、耐久性の高い製品を使用し、名称と作動方向を明記し、確認灯を設けること。
- (4) 大容量のものは、適正容量のリレーを介すること。
- (5) ヒューズボックス及びリレーは、点検しやすい箇所に一括して設け、名称を見やすい位置に表示すること。
- (6) 艀装に使用する電気配線系統別に色分けを行うこと。
- (7) 配線接続は、圧着端子を用いること。
- (8) 配線貫通部には、ブッシングゴムを取付けること（キャブ外への配線貫通部には、防水ブッシュを取り付け、コーキング処理を行うこと。）。
- (9) 各配線は、消費電流に余裕のあるものを用い、原則として露出することなくダッシュパネル及び内張等の内側とすること。

18 バッテリーボックス等

- (1) 助手席側キャブ後方下部にバッテリー2個を収納できるボックス（ロック付）を設けること。
- (2) バッテリーボックスは横開きの扉とし、バッテリーは引き出し装置付にて取り付けること。また、ボックス下部は、錆防止のためアルミ縞板とすること。
- (3) 右後席乗降用ステップに車輪止め収納ブラケットを取り付けること。

19 車両は、ウインチ装置、油圧発生装置、最後部にクレーン装置を装備し、ボディ扉はアルミ製シャッターを左右2枚ずつ取付け、内部に各種資機材の収納装置を設けること。

20 サイレン及び灯火類

- (1) キャブ屋根上部に、散光式赤色警光灯（標識灯・モーターサイレン内蔵）を取り付けること。
- (2) 中央インパネ部に、モーターサイレンスイッチ及び電子サイレンアンプを取り付けること。
- (3) 赤色警光灯を、車両前部の左右に取り付けること。
- (4) 作業灯は、エンジンルーム内及び車両周囲を有効に照射する場所に取り付けること。
- (5) 各灯火類のスイッチは、スイッチボックス等により集中操作ができるようにダッシュボードパネル付近又はオーバーヘッドパネル内に設け、その表示をすること。

21 前面に消防マークを取り付けること。

22 前面にフォグランプ（スポット式、キャブチルト装置付き）を左右に2個取り付けること（シャシ固有のもの）。

23 塗装関係

- (1) 車体の塗装は、特殊化学液にて十分に錆落としのうえ、リン酸塩被膜を形成後、プライマーパテ、水研ぎ、サフェーサーを行い、熱風乾燥炉にて十分乾燥させ、赤色アクリルウレタン塗装にて3回以上の吹き付けを行ない、再び熱風乾燥炉にて十分乾燥させること。
- (2) 車体下まわりは防錆処理した後、耐錆強化塗装を施すこと。
- (3) 各ステップは銀色塗装とすること。（アルミ縞板の場合を除く。）
- (4) 器具収納室内部はオリエントアルグリーンとすること。

(5) 記入文字等

① 車体文字 (例) 青森県 青森県消防学校 救助工作車 AOMORI FFA SR

- ア 書体 文字は、丸ゴシック体
- イ 文字色 反射式白色 (シャッター部分は、反射青色)
- ウ 施工 反射式カッティングシート
- エ 記入文字 詳細は、別途指示する。

② 標識部文字仕様 (例) 青森県

- ア 書体 文字は、丸ゴシック体
- イ 文字色 黒色
- ウ 施工 カッティングシート
- エ 記入文字 詳細は、別途指示する。

(6) 納入後3年以内に塗装及びメッキ部分に、はなはだしい変色、亀裂、剥離、浮き上がり等が生じた場合は、無償で再塗装又は再メッキをすること。

第4 車内の艤装・装備

- 1 車内は6名乗車とし、電子サイレンアンプ、スイッチ類等は、前座席上部又はダッシュボード内に収納取付装置のコンソールボックスを設けること。
- 2 艤装関係のスイッチ類は、操作盤に集中させるとともに、操作が容易な位置に設けること。
- 3 後部座席は、ビニールレザー張りとし、後部座席用リヤヒーターを設けること。
- 4 後部座席後方に空気呼吸器取付装置を2基取り付けること。
- 5 握り棒及び手摺りを設け、後部手摺りには、ヘルメット掛金具(5個)を設けること。
- 6 書類等(A3程度)入れボックスをコンソールボックス後部に設けること。
- 7 助手席及び後部席にLEDマップランプを取り付けること。
- 8 キャブ中央天井部にトランジスタメガホンを取り付けること。
- 9 運転席下に小物入れを設けること。
- 10 全ドア開放時、後方から識別できる反射テープを取り付けること。

第5 資機材収納庫の艤装・装備

- 1 車体上部への昇降用にステンレス製の梯子を2箇所設けること。
- 2 資機材収納庫面の助手席側に三連梯子(支給)及びかぎ付梯子(支給)を積載し、積み降ろしは地上から容易に操作できるダンパー等を使用した昇降装置を設け、ロック装置を設けること。
- 3 資機材収納庫上面の運転席側に、脱着式のアルミ縞板製資機材収納庫を2個設けること。資機材収納庫は、水密構造とし、クレーン吊り下げ用の強固なフックを4箇所設けること。
- 4 資機材収納庫上面の、前側は助手席側、後側は運転席側に作業用の伸縮ポール式LED照明を設けること。
- 5 車体両側面の嵩上げ部に、車体周囲を有効に照射できるLED作業灯を各2箇所設けること。
- 6 資機材収納庫内にバスケット担架を収納できるスペースを設けること。
- 7 資機材収納庫内は中央で前後に分割し、それぞれに柵を1段以上設けること。

- 8 資機材収納庫には、内径15mm程度の水抜き用穴を2個以上設け、車体下方まで延長するパイプを接続すること。また、防水パッキンを施すこと。
- 9 資機材収納庫内は、青森県消防学校が支給する、エンジンカッター1基、チェーンソー1基、マット型空気式ジャッキ一式及び大型油圧切断機一式を収納できるものとする。

第6 主要装置の装備

1 ウインチ

- (1) 最大引張力3トン級の前引きウインチ（電気でモーターを回して作動油を送る方式によるもの）を架装すること。
- (2) ウインチのロープガイドまでフロントバンパーを張り出し、バンパー上部にステップ兼用のアルミ縞板を取付け、ピンドルフック（許容荷重3トン）を2箇所設け、バンパー下部にはバウシャックル（許容荷重3トン）を2箇所設けること。
- (3) ウインチ用のアルミ縞板カバーをフロントバンパー部に設けること。なお、キャブ上昇に支障のない構造とすること。

2 クレーン装置

クレーン装置の動力は車両のPTOで高圧ポンプを駆動させ、車両後部に最大吊上げ能力2.9トン級直進型3段ブームのクレーン装置を架装し、シャシフレームを必要に応じ補強すること。

第5 その他（附属品等）

標準装備品のほか、スペアタイヤ（ホイール付 1組）、消火器、タイヤチェーン、車輪止め、三角停止表示板、スタッドレスタイヤ、牽引ロープ、冬用ワイパー、フロアマット、強力ライト及び拡声器を納入すること。

－取付装備品参考商品－

赤色警光灯	大阪サイレン製作所 NF-L-VA2M-HC2-LF
赤色点滅灯	大阪サイレン製作所 LFA-200
LED 作業灯	大阪サイレン製作所 LIA-200
LED 照明灯	ケーディーエス KWM-50
空気呼吸器取付装置	ウォーカーウェイ
ウインチ装置	ラムゼイ RE800R
クレーン装置	古河ユニック URG343NRK